

社会福祉法人赤堀・東福社会
地域密着型特別養護老人ホームサルビア荘
指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人赤堀・東福社会が開設する特別養護老人ホームサルビア荘（以下、「事業者」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者（以下、「利用者」という）に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。

（運営の方針）

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、伊勢崎市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（事業所の名称及び所在地等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名 称 特別養護老人ホーム サルビア荘
- 二 所在地 群馬県伊勢崎市国定町2丁目2345番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者は、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1人（常勤、併設する特別養護老人ホームと兼務）
 管理者は、従業者の管理・業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 医師 2人（嘱託）
 利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。

- 三 生活相談員 1人（常勤、併設する特別養護老人ホームと兼務）
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- 四 介護職員 7人以上（常勤）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
- 五 看護職員 1人以上（常勤、併設する特別養護老人ホームと兼務）
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- 六 管理栄養士 1人（常勤、併設する特別養護老人ホームと兼務）
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。
- 七 機能訓練指導員 1人（常勤、併設する特別養護老人ホームと兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- 八 事務職員 3名（常勤、併設する特別養護老人ホームと兼務）
事務職員は、必要な事務を行います。

（利用者の定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は、空所利用型とし、特別養護老人ホームの定員20名以内とします。

- 一 ユニット数 2ユニット
- 二 ユニットごとの定員 10名

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 一 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- 二 日常生活動作の機能訓練
- 三 健康チェック
- 四 送迎
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

2 第1項利用料及び費用等については、関係市町村から利用者負担減免確認証の交付された者が対象サービスを利用する際に支払う利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を減免するものとする。

3 事業者は、前1項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

- 一 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
- 二 滞在に要する費用
- 三 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 送迎に要する費用
- 六 その他短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

- 4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、伊勢崎市を区域とします。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第8条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行います。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行います。

- 一 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- 二 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- 三 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時の対応)

第9条 従業者は、利用者の病状に急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

(身体拘束の制限)

第10条 従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待防止への取り組み)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 事業者は、防火管理者を選任します。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとします。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、サルビア荘はこの計画に基づき、毎年9月及び3月に避難及び救出その他必要な訓練を行います。

（業務継続計画の策定等）

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第14条 事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。
- 一 採用時研修採用後3ヶ月以内
 - 二 各種研修会 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させます。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約内容に含むものいたします。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年8月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年10月1日から施行する。
この規程は、令和2年1月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年6月1日から施行する。
この規程は、令和6年8月1日から施行する。
この規程は、令和8年6月1日から施行する。

この規程は、令和8年8月1日から施行する。

第6条関係（別紙）

1 食費・滞在費の費用

費用の区分	費用の額	
滞在に要する費用	個室	2,066円/日
(介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 個室	880円/日
	第2段階認定者 個室	880円/日
	第3段階認定者 個室	①1,370円/日 ②1,470円/日
食事の提供に要する費用	一日 朝食 昼食 夕食	1,545円 413円 639円 493円
(介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	日額 300円/日
	第2段階認定者	日額 600円/日
	第3段階認定者① ②	日額 1,030円/日 日額 1,360円/日

2 地域密着型短期入所生活介護費

区分	項目	金 額		
		1割負担	2割負担	3割負担
ユニット型	要介護1	716円/日	1,432円/日	2,148円/日
	要介護2	786円/日	1,571円/日	2,356円/日
	要介護3	862円/日	1,723円/日	2,584円/日
	要介護4	934円/日	1,868円/日	2,801円/日
	要介護5	1,004円/日	2,008円/日	3,012円/日
送迎加算		188円/回	375円/回	562円/回
機能訓練指導体制加算		13円/日	25円/日	37円/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ		23円/日	45円/日	67円/日
夜勤職員配置加算Ⅳ		21円/日	41円/日	61円/日
生産性向上推進加算Ⅱ		11円/月	21円/月	31円/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ□		算定した単位数の1000分の176に相当する単位数		

地域密着型介護予防短期入所生活介護費

区 分	項 目	金 額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
ユニット型	要支援 1	538 円/日	1,076 円/日	1,614 円/日
	要支援 2	668 円/日	1,335 円/日	2,002 円/日
送迎加算		188 円/回	375 円/回	562 円/回
機能訓練指導体制加算		13 円/日	25 円/日	37 円/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ		23 円/日	45 円/日	67 円/日
生産性向上推進加算Ⅱ		11 円/月	21 円/月	31 円/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		算定した単位数の 1000 分の 176 に相当する単位数		

3 その他の費用

費用の区分	費用の額
レクリエーション等	実費
複写物の交付	10 円/枚
日常生活品の購入	実費（おむつ代は除く）
取消料（キャンセル料）	利用料 1 日分